

様式第1号（第4条関係）

本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

河合町長 殿

河合町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申込みます。

通知希望者の氏名 (住民票、戸籍等に記載がある者)	フリガナ	フリガナ	
	Ⓜ	旧 姓 (ある方のみ)	
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
現住所			
河合町での住所 ※住民票除票を対象とする方のみ 記入してください			
河合町での本籍		筆頭者	
連絡先（電話番号）			
通知を希望する住民票の 写し等の種類 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 除票 <input type="checkbox"/> 改製原住民票 <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項・一部事項証明書（戸籍謄本・抄本） <input type="checkbox"/> 戸籍附票 <input type="checkbox"/> 除附票 <input type="checkbox"/> 除籍 <input type="checkbox"/> 改製原戸籍		

※上記の通知を希望する者と異なる場合のみ下記をご記入ください。

申 込 者	住 所	〒	—
	氏 名		Ⓜ
	連絡先 (電話番号)		
申込者の区分	1. 法定代理人 2. その他の代理人		

注1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注2 次の書類を提示又は提出してください。

- (1)あなたが本人であることを証明する書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
- (2)あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3)あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）及び本人であることを証明する書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）

注3 裏面の内容をよくお読みください。

登 録 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
---------	---------------

登録期間は、登録日の翌日から起算して3年間です。継続する場合は改めて申し込みが必要です。

※次の欄は、記載しないでください。

受 付	事前登録		本人等の確認書類			
No.	<input type="checkbox"/> 本人		<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	<input type="checkbox"/> 健康保険証		
	<input type="checkbox"/> 法定代理人		<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> その他の代理人		<input type="checkbox"/> 運転免許証	[
住 基	戸 籍		受付簿冊		通知発送	備考
入力	確認	入力	確認	入力	確認	発送日

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1. この制度は河合町において、河合町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票・改製原住民票を含む。）の写し（戸籍の表示が記載されたものに限る。）、住民票（除票・改製原住民票を含む。）記載事項証明書（戸籍の表示が記載されたものに限る。）、戸籍附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍・改製原戸籍を含む。）謄抄本（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等^(注)の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付したときに、その事実について通知するものです。

(注) 本人等＝（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者 （戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属
--

2. 第三者に事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。なお、通知書を発送するまでには事務処理の期間が必要となりますので、その点ご了承ください。
3. 通知の内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、交付した証明書の種別、交付した通数及び交付を受けた第三者の種別（代理人又は第三者の別）です。交付を受けた第三者の氏名等は通知の対象となりません。通知の内容以外の情報が必要な場合は、河合町個人情報保護条例（平成17年河合町条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、自己情報の開示請求をすることができます。（ただし、開示請求が認められた場合においても、条例の範囲内での情報が開示され、希望する情報がすべて開示されるとは限りません。）
また、要綱第7条により住民票の写し等を第三者に交付した場合でも、交付の請求の内容により通知の対象とならない場合もありますので、その点ご了承ください。
なお、通知の送付先については、事前登録者又は法定代理人の住民登録地になります。
4. 事前登録を希望する人が、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。
5. 郵便又は信書便による事前登録の申込みは、この用紙と本人であることを明らかにする書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの）の写しを同封して、河合町住民福祉課住民係あてに送付願います。
6. 事前登録者が次のいずれかに該当する場合は、事前登録を廃止します。
 - ア. 登録期間が満了し、事前登録更新の申込みがなかったとき。
 - イ. 死亡、所在不明等により住民票が消除されたとき。
 - ウ. 日本国内に住所を有しなくなったとき。
7. 住所変更等により本人通知の送付先や連絡先電話番号が、事前登録時の内容から変更が生じた場合は、届出が必要となります。
8. 登録期間が満了する登録者で引き続き登録を希望される方は、当該期間が満了する日の1ヶ月前から更新の申込みが可能です。登録更新の申込みをしたときの新たな登録期間の開始日は、従前の登録期間満了日の翌日とします。